

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農林整備課

不利益処分の内容	伐採及び伐採後の造林計画の変更命令	
根拠法令等及び条項	森林法第10条の9第1項	
処分基準	根拠条項	森林法第10条の9第1項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>森林法抜粋</p> <p>(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令)</p> <p>第10条の9 市町村の長は、前条第1項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。</p>	